

茅ヶ崎市みどりの基本計画

生物多様性ちがさき戦略

期末評価報告書（記載例）

令和9年 月
茅ヶ崎市

目次

1	計画の位置づけ	3
2	期末評価について.....	4
3	施策の体系	5
4	基本方針ごとの振り返り.....	6
	基本方針(1)人々が身近にふれあうみどりの充実.....	6
	基本方針(2)生きものが生息・生育するみどりの確保.....	14
	基本方針(3)みどりと人々がであう協働の仕組みづくり.....	14
5	総括	

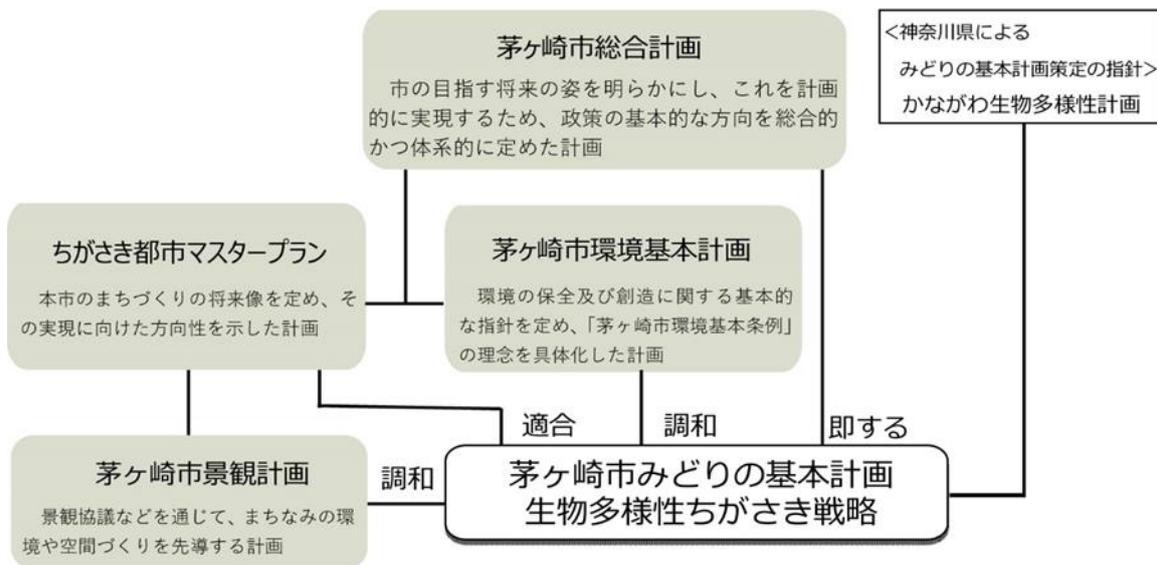
1 計画の位置づけ

本市では、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に基づく市町村の「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」及び生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条に基づく「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」として、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」を策定しています。

本計画は、「茅ヶ崎市総合計画」を上位計画とし、関連計画である都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下、「ちがさき都市マスタープラン」という。）と適合するとともに、景観法（平成16年法律第110号）に基づく「茅ヶ崎市景観計画」や「茅ヶ崎市環境基本条例」に基づく「茅ヶ崎市環境基本計画」と調和を図っています。

特に、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての考え方を、関連施策が多く位置づけられている「茅ヶ崎市環境基本計画」においても共有します。

なお、神奈川県「かながわ生物多様性計画」は、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」であるとともに、市町村が策定する「みどりの基本計画」の指針となっています。



2 期末評価について

(1) 評価時期の変更について

本報告書は、現行の「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」における目指すべきみどりの将来像「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」の実現に向け、計画の策定から7年度までの施策の実績を把握するためのものです。

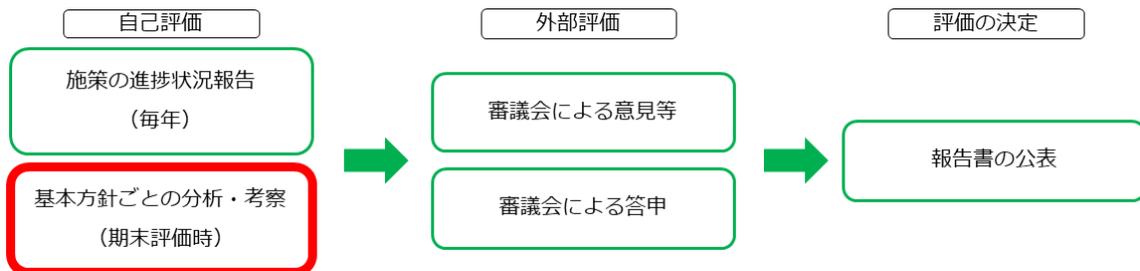
「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」における評価については、前述のとおり、PDCA サイクルをもとに進行管理を行い、計画期間の前期及び後期終了後に審議会による評価を実施することとしていました。

しかしながら、計画策定時に想定しえなかった新型コロナウイルス感染症の影響により第4回自然環境評価調査の実施が延期され、調査結果を前期評価に反映できなくなったこと等から、令和5年度より3か年かけて実施した第4回茅ヶ崎市自然環境評価調査の結果を踏まえた評価を実施し、評価結果を次期計画策定へ反映するため、評価の実施時期を変更し、前期評価、後期評価を一体的に実施する期末評価を実施することとしました。



(2) 評価の実施方法

期末評価の実施にあたっては、計画の基本方針ごとに設定した「計画の進捗状況を確認する指標」の推移と各施策におけるこれまでの活動状況（実績）から、基本方針ごとに施策の実施効果について分析・考察（自己評価）を行い、審議会からの自己評価に対する意見（答申）を外部評価と位置づけます。

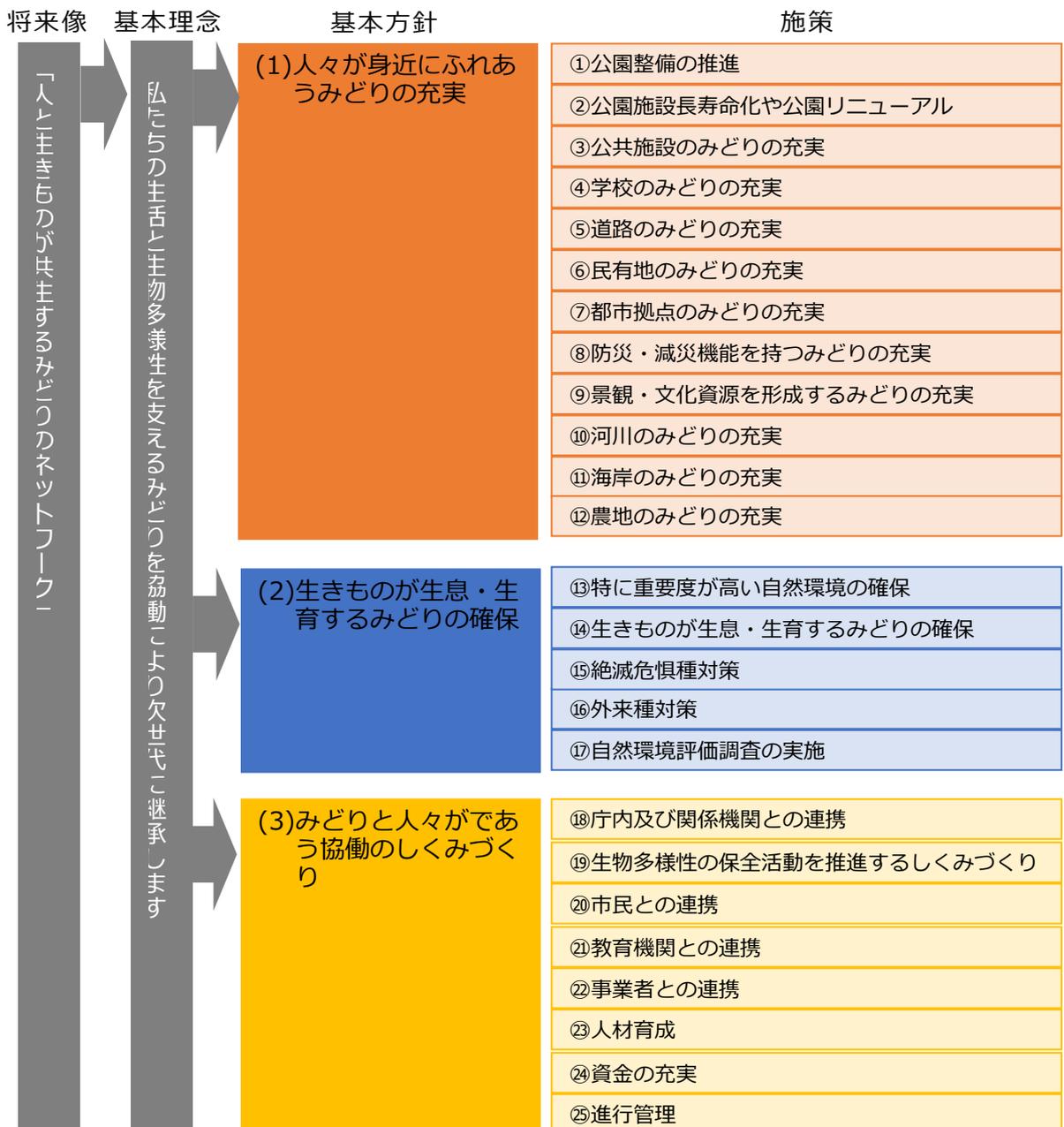


3 施策の体系

本計画は、目指すべきみどりの将来像を「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」とし、「私たちの生活と生物多様性を支えるみどりを協働により次世代に継承します」という基本理念のもと、

- ・「人々が身近に触れ合うみどりの充実」
- ・「生きものが生息・生育するみどりの確保」
- ・「みどりと人々がであう協働の仕組みづくり」

の3つの基本方針を定め、方針ごとに計画の進捗状況を確認する指標をそれぞれ定めています。



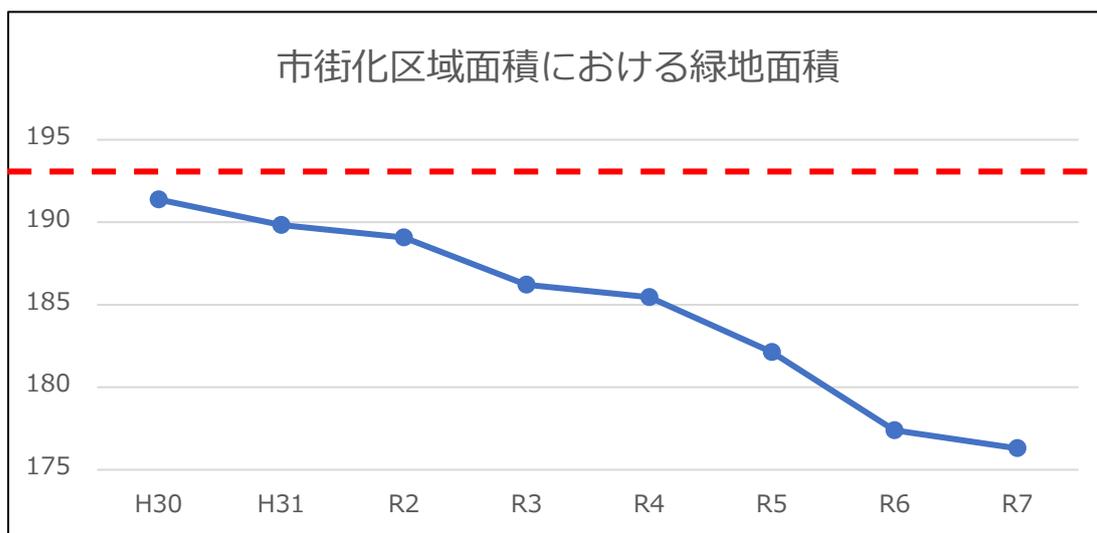
4 基本方針ごとの振り返り

基本方針(1)人々が身近にふれあうみどりの充実

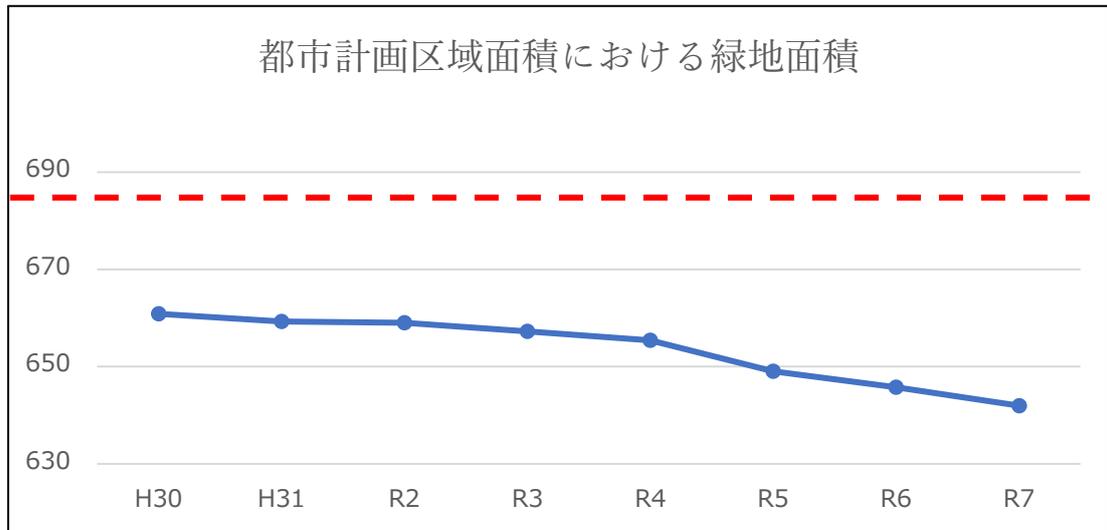
計画の進捗状況を確認する指標

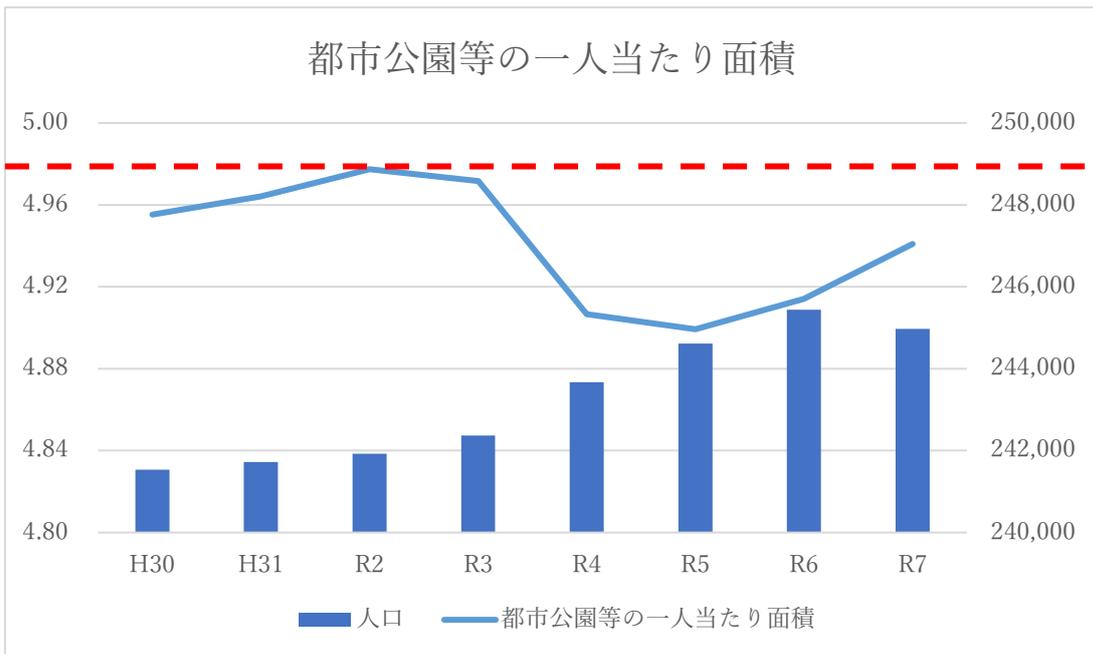
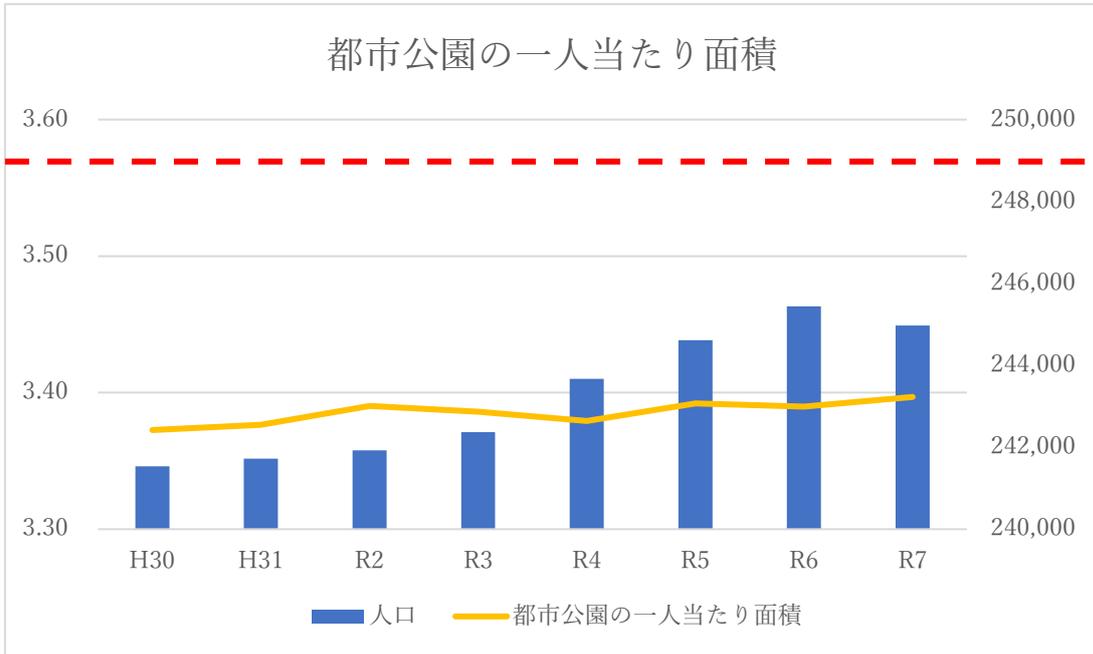
指標(1) 緑地の確保目標量

項目	基準年次 (平成 30 年)	目標年次 (令和 10 年)	現況値 (令和〇年)
市街化区域面積 (2,221ha) における 緑地面積 (割合)	191.38ha (8.62%)	192.46ha (8.67%)	176.3ha (7.94%)
都市計画区域面積 (3,576ha) における 緑地面積 (割合)	655.11ha (18.32%)	684.08ha (19.13%)	641.97ha (17.95%)



都市計画区域面積における緑地面積





自己評価

【計画の進捗を確認する指標】

基本方針1における計画は、「緑地の確保量」について、都市計画区域面積における割合を定めた。

主な要因としては、生産緑地等
一方、もう一つの指標である「公園、都市公園等の市民一人当たり

基本方針ごとに、指標を踏まえた自己評価を行います。自己評価の記載に当たっては、各施策の取組状況から、

- ・ 主な施策の取組実績
- ・ 取組の効果
- ・ 重点的に取り組む事業の進捗状況
- ・ 課題等

を抜粋して振り返りを行います。

計画初年度から、●箇所●㎡の都市公園等を整備したことにより、みどりの創出に努めました。このように、公共空間におけるみどりの整備や公園のリニューアルなどの取り組みは一定の成果を上げている一方で、私有地における緑の減少が課題として浮き彫りとなっています。

特に、市街化区域におけるみどりの価値が住民や関係者の経済性・利便性の前に優先されにくいことや、管理負担や相続問題を背景として所有者がみどりの維持・管理をすることが困難であることから、宅地開発や建替えに伴い、個人所有の樹林等の伐採が進行しています。

【主な施策の取組実績】

本市の取り組みとしては、……。(各施策における取組の効果や課題等を記載。)

【取組の効果】

【重点的に取り組む事業の進捗状況】

公園が不足し充実が求められる地域での公園整備の検討については、……。

【課題等】

主に市街化区域に残る庭や畑等の小規模なみどりの減少が相次いだことが緑地の主な減少要因となっています。

市街化区域における私有地のみどりは、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全、防災面での効果など、都市における多くの公益的な役割をもっていることから、既存のみどりを守っていくための取り組みを強化していく必要があります。

地価の上昇により、まとまったみどりを公共用地として確保することは財政上困難であることから、公共施設を建設・建て替える際に緑地の確保を図っていくほか、特定開発行為の際に一定の緑化スペースを確保するためのガイドラインの策定や、みどりのある住環境の価値や効果についての啓発活動の強化といった施策を通じて、私有地を含めた面的なみどりの保全・創出を図るとともに、持続可能な都市環境の実現が求められています。

施策 1 公園整備の推進

- ・公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域への配置を推進します。
- ・公有地化による整備だけでなく、Park-PFIなどの民間活力を導入した整備や借地による整備などを推進します。
- ・市民に親しまれる公園とするため、近隣住民の意見を聴き取ります。
- ・周辺のまちづくりと調和のとれた公園とするため、必要に応じて公園区域の見直しを検討します。

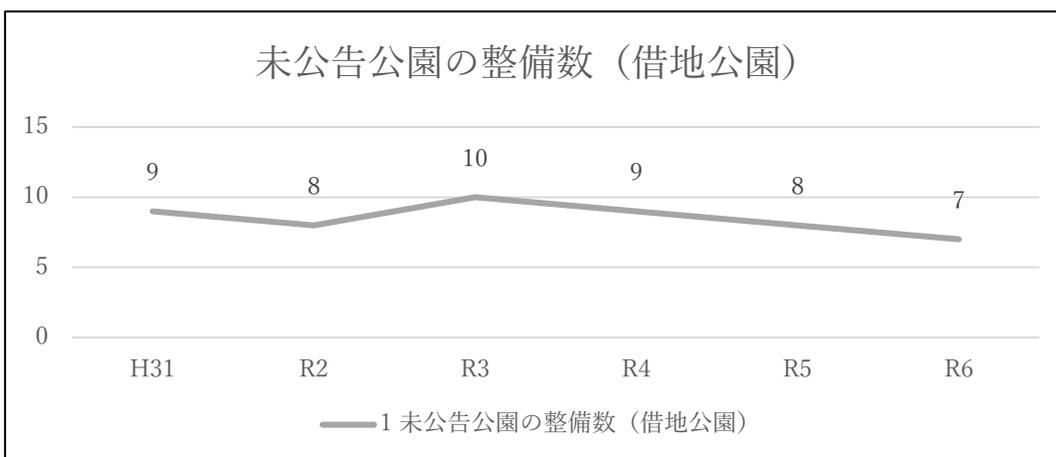
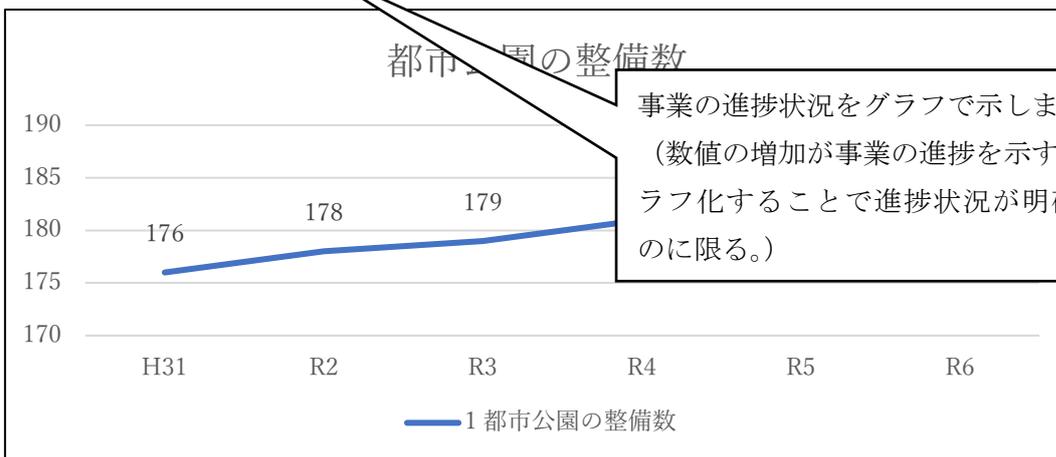
個別施策ごとに振り返りを行います。

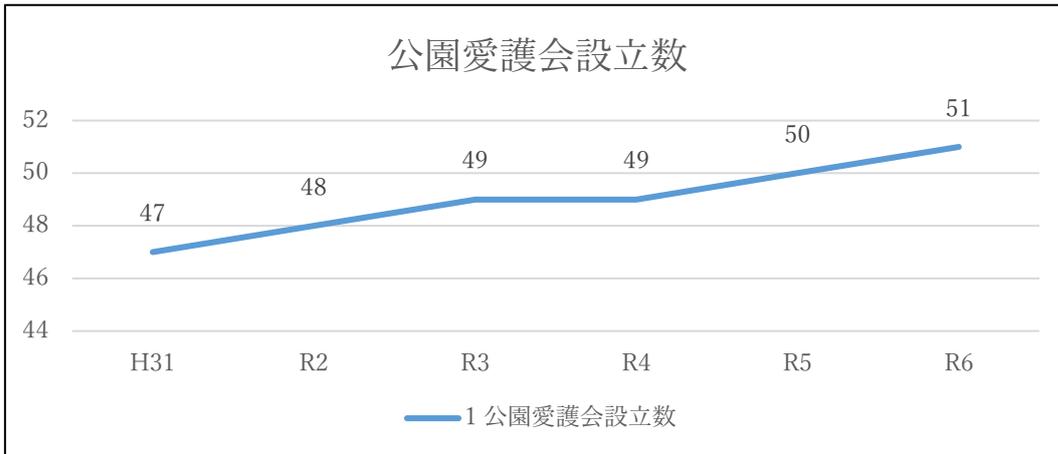
各施策における取組内容の概要を示します。
(計画本文より転記)

【重点的に進める事業】

- 公園が不足し充実が求められる地域での公園整備の検討

事業の進捗状況





その他業務の実績

活動内容		H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
			(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)
都市公園の整備状況	箇所数	176 箇所	177 箇所					
	面積 (ha)	81.64ha	82.14ha	82.14ha	82.14ha	82.14ha	82.14ha	82.14ha
市民一人当たりの都市公園面積	面積 (㎡)	3.38 ㎡	3.39 ㎡	3.40 ㎡	3.38 ㎡	3.39 ㎡	3.39 ㎡	3.39 ㎡
未公告公園の整備状況 (借地公園)	箇所数	9 箇所	8 箇所	10 箇所	9 箇所	8 箇所	7 箇所	-
	面積 (ha)	1.83ha	1.72ha	2.24ha	1.96ha	1.72ha	1.68ha	-
市民緑地の開設	検討数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	-
	開設数	0 箇所	-					

数値が増加することが必ずしも事業の進捗を示すものではない事業等、年度ごとの進捗状況を示すことが困難なものについては、表形式で実績を示します。

自己分析

都市公園の整備状況は、都市計画に関する条例に基づく公園・緑地整備計画に基づき、
一方、都市公園の設置数は増加しているが、公園・緑地の維持管理については、茅渚公園などへの委託や、地元の方を中心とした公園愛護会による適正な維持管理が実施されています。

各施策における、計画期間内の取組内容の自己分析（取組実績、効果、課題等）を行います。また、各施策における重点的に進める事業について、その取組の状況等を記載します。

引き続き、公園・緑地が不足している地域における整備を優先的に取り組むとともに、引き続き市民緑地の開設に向けた検討を進めることにより、みどりによるうるおいのある空間整備に取り組んでいく必要があります。

施策 2 ～ 1 2 略

審議会からの意見

基本方針(1)「人々が身近にふれあうみどりの充実」については、～。

基本方針(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

(略)

基本方針(3) みどりと人々がであう協働の仕組みづくり

(略)